

学校法人昌平賛 いわき短期大学 ガバナンス・コード遵守状況について

令和3年10月28日

いわき短期大学では、日本私立短期大学協会が示すモデルに基づき、令和3年10月20日にガバナンス・コードを制定した。令和3年10月28日に開催された、いわき短期大学教授会において、このガバナンス・コードの遵守状況について点検した結果、新型コロナウイルス感染拡大への対応に追われ、十分に実質化できていない課題点は残るものの、全体として遵守されていることが確認された。以下に報告する。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

- 1 経営と教学の連携・協力
- 2 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容
- 3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方
- 4 地域貢献

以上の各項目については、概ね遵守されている状況であるが、今後より詳細な状況、実態把握を諮り、次期中期計画に反映させていく必要がある。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

- 1 理事会機能の充実
- 2 監事機能の充実
- 3 評議員会機能の充実

以上の各項目については、全体として遵守されている状況である。

第3章 教学ガバナンスの充実

- 1 私立短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実
- 2 学長のリーダーシップと教員組織の充実
- 3 教職員の資質向上

以上の各項目については、概ね遵守されている状況であるが、来年度機関別認証評価を受験する予定であり、さらに各項目について詳細な自己点検・評価を実施していく必要がある。

第4章 情報の公開と公表

- 1 情報公開と発信

以上の項目については、概ね遵守されている状況であるが、来年度機関別認証評価を受験する予定であり、さらに詳細な自己点検・評価を実施していく必要がある。